

株主各位

東京都府中市分梅町二丁目20番5号
株式会社 エーワン精密
代表取締役社長 梅原勝彦

第16期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第16期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、後記の参考書類をご検討くださいますこと、お手数ながら同封の委任状用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

- 1 日 時 平成18年9月23日(土曜日)午後1時
- 2 場 所 東京都府中市緑町三丁目5番地の2
むさし府中商工会議所会館 3階大ホール
(末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
- 3 会議の目的事項
報告事項 第16期(自平成17年7月1日至平成18年6月30日)事業報告報告の件
決議事項
第1号議案 第16期(自平成17年7月1日至平成18年6月30日)計算書類承認の件
第2号議案 剰余金処分の件
第3号議案 定款一部変更の件
第4号議案 第16期役員賞与支給の件
第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件
以上

お願い

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の委任状用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

(添付書類)

事業報告

(自 平成17年7月1日)
(至 平成18年6月30日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の状況

事業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、原油価格の高騰など、景気回復の懸念材料もありましたが、企業収益の改善などによる設備投資などの伸びに支えられ、緩やかに回復してまいりました。

当社が関連する精密機械部品加工業界におきましても、自動車産業に牽引された国内企業業績の回復を受け底堅く推移し、高水準の生産を維持するに至りました。

このような経営環境の中で、当社は引き続き高品質製品の製造、短納期の実現に向けて全社を上げて積極的に取り組み、業績の向上を図ってまいりました。主に日本国内では、自動車関連機器、デジタルカメラ、DVD、薄型テレビ等のAV家電が好調に推移し、海外におきましても中国を中心に景気が拡大してきており、当社の受注も増加しております。

この結果、当期の売上高は、2,081,940千円（前期比12.0%増）、営業利益は781,108千円（前期比11.9%増）、経常利益は869,487千円（前期比22.9%増）、当期純利益は532,367千円（前期比25.9%増）となりました。

部門別の営業の概況は以下のとおりであります。

<コレットチャック部門>

当社の主力製品であるコレットチャックを使用する小型精密自動旋盤による旋削加工業界は、在庫調整などの不安材料もありましたが、国内における自動車、薄型テレビ、DVD等、堅調な動きが見られたことにより全体として売上の回復は穏やかでした。

この結果、当部門の売上高は1,613,168千円と前期比6.2%の増収となりました。

<自動旋盤用カム部門>

大手企業の海外工場移転に伴い、旋削加工部品の国内市場は量産品の減少が一層すすみ、厳しい環境下にあります。

また、小型自動旋盤もNC旋盤に替われ、すでに機械の製造も中止されております。しかし、商品寿命の短い一部の商品は国内生産でないと対応がむずかしい面もあり、

量産品を短期間で国内で生産する「すみ分け」ができております。特にこの部門は深くかかわっている量産品の在庫調整の影響を大きく受けました。

この結果、当部門の売上高は 144,186 千円と前期比 9.5%の減収となりました。

<切削工具部門>

新規事業であります当部門は業界における知名度向上を図るため、業界新聞・雑誌による広告活動及び市場調査を重ねた積極的な営業活動の展開を実施いたしました。

また、工場の増設、積極的な設備投資を行い、大手企業に対応すべく準備を整えつつあります。

この結果、当部門の売上高は 324,586 千円と前期比 79.7%の増収となりました。

部門別売上高の推移

区 分	平成17年6月期 第15期		平成18年6月期 第16期(当期)		対前期比 増減率
	売上高	構成比	売上高	構成比	
	千円	%	千円	%	%
コレットチャック部門	1,519,527	81.7	1,613,168	77.5	6.2
自動旋盤用カム部門	159,262	8.6	144,186	6.9	9.5
切 削 工 具 部 門	180,623	9.7	324,586	15.6	79.7
合 計	1,859,413	100.0	2,081,940	100.0	12.0

設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額は 153,724千円で、主なものは、コレットチャック部門、切削工具部門の製造設備の購入であります。

資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	平成15年6月期	平成16年6月期	平成17年6月期	平成18年6月期
	第13期	第14期	第15期	第16期(当期)
売 上 高	千円 1,615,379	千円 1,763,839	千円 1,859,413	千円 2,081,940
経 常 利 益	千円 584,497	千円 674,647	千円 707,319	千円 869,487
当 期 純 利 益	千円 321,368	千円 393,829	千円 422,979	千円 532,367
1 株 当 期 純 利 益	円 71,765.35	円 75,665.90	円 27,113.95	円 35,491.17
総 資 産	千円 5,523,795	千円 5,849,137	千円 6,197,406	千円 6,784,655
純 資 産	千円 4,909,603	千円 5,240,061	千円 5,540,035	千円 6,058,868
自 己 資 本 比 率	% 88.9	% 89.6	% 89.4	% 89.3

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第15期は、平成16年8月20日付の1株を3株にする株式分割により発行済株式総数が増加したため、1株当たり当期純利益が減少しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

特に記載すべき事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が製造、販売するコレットチャック、自動旋盤用カム、切削工具研磨事業は、精密機械部品または金型等を加工するために使用される工具にかかる事業であるため、当社の業績はこれらの加工業界の景気動向に影響を受ける傾向にあります。これまでその影響により業績が大きく変動しております。今後につきましては、鉄鋼等の原材料の高騰は落ち着きを取り戻したものの、エネルギーの高騰、消費税率引上げの可能性など、景気回復に影響を与えかねない不安定要素も見受けられ、市場での競合はますます厳しさを増してきており、決して楽観できる状態ではありません。

このような状況に鑑み、業績の安定化を図るための主力のコレットチャック部門では、小型自動旋盤用コレットチャック以外の各種専用機及び一般産業機械に使用されるコレットチャックの受注も積極的に行うため、設備投資・人員の増加等にも力をいれ、拡販に努めてまいります。

生産面におきましては、ニーズの多様化する中で作業の標準化、人材の育成、設備投資による作業の効率化・能力増強をさらに推進し、製造コストの削減を図り、納期の短縮に努めてまいります。

また、コレットチャック部門では、品質保証体制の充実した製品作りを行い、顧客の信頼感をさらに高め、顧客要求に対応し、企業基盤の強化に努める所存であります。

営業面におきましてはコレットチャック部門、自動旋盤用カム部門は高品質製品の短納期対応をさらに充実させ、顧客ニーズに応えることにより市場の優位性を保ってまいります。

また、海外販売におきましては現地の商社と協力して、十分なアフターサービスを展開し、販売体制のサポートの強化拡充を図ってまいります。

切削工具部門は知名度の向上を図るため工業新聞、該当分野の専門雑誌等による広告の掲載、顧客先への訪問活動を通じて新規顧客の開拓に努め、受注の拡大を図るとともに、より高精度の研磨ができるべく日々努力を重ねてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後ともより一層のご理解ご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 主要な事業内容（平成18年6月30日現在）

当社の事業内容は、小型自動旋盤等で用いられるコレットチャック等を製造、販売するコレットチャック部門、小型自動旋盤用カムの設計、製造、販売を行う自動旋盤用カム部門、各種切削工具の再研磨加工を受託する切削工具部門の三つの事業部門で構成されております。

(6) 主要な営業所及び工場（平成18年6月30日現在）

事業所名	所在地
本 社	東京都府中市
山梨工場	山梨県韮崎市

(7) 使用人の状況（平成18年6月30日現在）

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
88名	6名増	40.4歳	11.7年

(8) 主要な借入先の状況（平成18年6月30日現在）

該当事項はありません。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式の総数 15,000株
(2) 株主数 1,321名
(3) 発行済株式の総数の10分の1以上の数の株式を有する大株主

株主名	持株数	出資比率
株 式 会 社 致 知	株 6,672	% 44.4

- (4) その他会社の株式に関する重要な事項
特に記載すべき事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社の会社役員に関する事項

- (1) 会社役員の状態

地 位	氏 名	担当及び他の法人等の代表状況
代表取締役社長	梅 原 勝 彦	株式会社致知 代表取締役
取 締 役	室 田 武 師	コレットチャック部門担当
取 締 役	渡 邊 知 子	管理グループ担当
取 締 役	林 哲 也	西日本営業所長
監 査 役 (常勤)	堀 切 幸 雄	
監 査 役	中 村 宏 一	中村宏一税理士事務所 所長

(注) 平成18年6月30日付で、清水哲郎は専務取締役を辞任いたしました。

- (2) 取締役または監査役ごとの報酬等の総額

区分	人員	金額	摘要
取 締 役	5名	千円 113,920	
監 査 役	2名	2,400	
計	7名	116,320	

(注) 1. 株主総会の決議(平成14年11月27日制定)による報酬限度額(年額)は取締役80,000千円(旧商法第269条第1項第1号に該当)、監査役10,000千円であります。

2. 平成18年6月30日付で退任した取締役1名を含んでおります。

- (3) その他会社の会社役員に関する重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

(注) この事業報告の記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(平成18年6月30日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	3,302,695	流動負債	338,208
現金及び預金	2,433,967	買掛金	17,791
受取手形	142,001	未払金	64,128
売掛金	358,439	未払法人税等	209,070
有価証券	199,800	役員賞与引当金	15,650
製品	2,347	その他	31,568
原材料	38,239	固定負債	387,578
仕掛品	100,228	退職給付引当金	243,068
繰延税金資産	16,204	役員退職慰労引当金	144,510
その他	15,449		
貸倒引当金	3,983		
固定資産	3,481,960	負債合計	725,786
有形固定資産	1,257,421	(純資産の部)	
建物	437,881	株主資本	5,939,822
構築物	38,191	資本金	292,500
機械装置	436,032	資本剰余金	337,400
車両運搬具	4,139	資本準備金	337,400
工具器具備品	25,554	利益剰余金	5,309,922
土地	315,621	利益準備金	20,000
無形固定資産	1,116	その他利益剰余金	5,289,922
ソフトウェア	462	特別償却準備金	27,355
電話加入権	653	別途積立金	4,540,000
投資その他の資産	2,223,422	繰越利益剰余金	722,567
長期性預金	300,000	評価・換算差額等	119,045
投資有価証券	1,865,385	その他有価証券評価差額金	119,045
破産更生債権等	1,688		
繰延税金資産	57,817	純資産合計	6,058,868
その他	219		
貸倒引当金	1,688	負債・純資産合計	6,784,655
資産合計	6,784,655		

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(自 平成17年7月1日
至 平成18年6月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		2,081,940
売 上 原 価		978,194
売 上 総 利 益		1,103,746
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		322,637
営 業 利 益		781,108
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	88,307	
そ の 他	519	88,827
営 業 外 費 用		
投 資 有 価 証 券 売 却 損	430	
そ の 他	18	448
経 常 利 益		869,487
特 別 利 益		
積 立 保 険 返 戻 金	2,000	2,000
税 引 前 当 期 純 利 益		871,487
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	354,000	
法 人 税 等 調 整 額	14,880	339,120
当 期 純 利 益		532,367

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

株主資本等変動計算書

(自 平成17年 7月 1日)
(至 平成18年 6月30日)

(単位：千円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金 合 計
平成 17 年 6 月 30 日残高	292,500	337,400	337,400
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			
利益処分による役員賞与			
特別償却準備金の取崩			
別途積立金の積立			
当期純利益			
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）			
事業年度中の変動額合計			
平成 18 年 6 月 30 日残高	292,500	337,400	337,400

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	利益剰余金					株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計	
		特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成 17 年 6 月 30 日残高	20,000	54,522	4,290,000	549,302	4,913,825	5,543,725
事業年度中 の変 動 額						
剰 余 金 の 配 当				120,000	120,000	120,000
利益処分によ る役員賞与				16,270	16,270	16,270
特別償却準 備金の取崩		27,167		27,167		
別 途 積 立 金 の 積 立			250,000	250,000		
当期純利益				532,367	532,367	532,367
株主資本以 外の項目の 事業年度中 の変 動 額 (純額)						
事業年度中 の変 動 額 合 計		27,167	250,000	173,265	396,097	396,097
平成 18 年 6 月 30 日残高	20,000	27,355	4,540,000	722,567	5,309,922	5,939,822

(単位：千円)

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
平成 17 年 6 月 30 日残高	3,690	3,690	5,540,035
事業年度中の変動額			
剰余金の配当			120,000
利益処分による役員賞与			16,270
特別償却準備金の取崩			
別途積立金の積立			
当期純利益			532,367
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)	122,735	122,735	122,735
事業年度中の変動額合計	122,735	122,735	518,833
平成 18 年 6 月 30 日残高	119,045	119,045	6,058,868

(記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。)

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法

(3) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 定率法によっております。

ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

無形固定資産 ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法によっております。

長期前払費用 均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

(4) 引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

役員賞与引当金 役員の賞与の支給に備えるため、役員賞与支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

(6) 消費税等の処理方法

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 会計方針の変更

(1) 固定資産の減損に係る会計基準

当期から「固定資産の減損に係る会計基準」（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会平成14年8月9日））及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成15年10月31日 企業会計基準適用指針第6号）を適用しております。

これによる損益に与える影響はありません。

(2) 貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準

当期から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準第5号）及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」（企業会計基準委員会平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号）を適用しております。

従来の資本の部の合計に相当する金額は、6,058,868千円であります。

(3) 役員賞与に関する会計基準

当期から「役員賞与に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成17年11月29日 企業会計基準第4号）を適用しております。これにより、役員賞与については、従来、株主総会の決議時に未処分利益の減少として処理しておりましたが、当期から発生時に費用処理しております。

この結果、従来の方法と比べ、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ15,650千円減少しております。

3. 貸借対照表等

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 1,642,551千円

(2) 圧縮記帳 過年度に取得した機械装置のうち、国庫補助金による圧縮記帳額は6,097千円であり、貸借対照表計上額はこの圧縮記帳額を控除しております。

4. 損益計算書

該当事項はありません。

5. 株主資本等変動計算書

(1) 発行済株式の数

株式の種類	前期末	増加	減少	当期末
普通株式(株)	15,000	-	-	15,000

(2) 当期中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成17年9月24日定時株主総会	普通株式	千円 120,000	円 8,000	平成17年6月30日	平成17年9月27日

(3) 当期末日後に行う剰余金の配当に関する事項

付議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成18年9月23日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	千円 159,000	円 10,600	平成18年6月30日	平成18年9月26日

6. 税効果会計

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	15,022千円
未払法定福利費	653千円
退職給付引当金	96,498千円
役員退職慰労引当金	57,370千円
貸倒引当金損金算入限度超過額	863千円
その他有価証券評価差額金	11,389千円

繰延税金資産合計 181,797千円

繰延税金負債

特別償却準備金	18,009千円
その他有価証券評価差額金	89,765千円

繰延税金負債合計 107,775千円

繰延税金資産の純額 74,021千円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

7. リースにより使用する固定資産

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引

- (1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額 (千円)	減価償却累 計額相当額 (千円)	期末残高 相当額 (千円)
機械装置	52,533	11,200	41,333

- (注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高に占める割合が低いと認められるため、支払利子込み法により算定しております。

- (2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内	7,141千円
1年超	34,192千円
合計	41,333千円

- (注) 未経過リース料期末残高は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いと認められるため、支払利子込み法により算定しております。

- (3) 支払リース料及び減価償却費相当額

支払リース料	2,928千円
減価償却費相当額	2,928千円

- (4) 減価償却費相当額の算定方法

リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法により算定しております。

8. 1株当たり情報

- | | |
|----------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 403,924円57銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 35,491円17銭 |

(注) 1株当たり当期純利益の算定上の基礎

項目	金額 (千円)
損益計算書上の当期純利益	532,367
普通株主に帰属しない金額	
普通株式に係る当期純利益	532,367
普通株式の期中平均株式数 (株)	15,000

監査報告書

私たち監査役は、平成17年7月1日から平成18年6月30日までの第16期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めると共に、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成18年8月9日

株式会社エーワン精密

監査役（常勤） 堀切 幸雄 ⑩

監査役 中村 宏一 ⑩

以上

以上

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 議決権の代理行使の勧誘者

株式会社 エーワン 精密
代表取締役社長 梅原 勝彦

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第16期(自平成17年7月1日至平成18年6月30日)計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類(7頁から14頁まで)のとおりであります。

計算書類につきまして、取締役会は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めております。

第2号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営方針のひとつとして位置づけ、第16期当期純利益に対する配当性向を約30%とし、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10,600円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、159,000,000円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成18年9月26日といたしたいと存じます。

2. 剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 300,000千円

(2) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 300,000千円

第3号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

会社法(平成17年法律第86号)ならびに会社法施行規則(平成18年法務省令第12号)及び会社計算規則(同第13号)が平成18年5月1日に施行さ

れたことに伴い、また株主の皆様のさらなる利便性の向上を図るため、以下の理由により定款の変更をお諮りするものであります。

- (1) 公告の方法を電子公告とするものであります。
- (2) 株主総会においてより充実した情報の開示を行うことができるよう、変更案第15条（参考書類等のインターネット開示）を新設するものであります。
- (3) 取締役会を機動的に運営するため、その決議について、書面または電磁的記録によりその承認を行うことができるよう、変更案第21条（取締役会）第3項を新設するものであります。
- (4) 取締役及び監査役の責任免除に関する規定を当社に対する責任を法令の定める範囲で免除することができるものとし、変更案第23条、第29条を新設するものであります。

上記のうち、取締役についての規定の新設については、各監査役の同意を得ております。

- (5) 上記のほか、会社法に基づく株式会社として必要な規定の加除・修正及び移設など、全般に亘って所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。（現行定款中変更のない条文の記載は省略してあります。）

定款変更案（下線部分を変更）

現 行 定 款	変 更 案
第 1 章 総 則	第 1 章 総 則
(公告の方法) 第 4 条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	(公告方法) 第 4 条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。但し、電子公告を行うことができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して公告する。</u>
第 2 章 株式及び端株	第 2 章 株 式
(発行する株式の総数) 第 5 条 当社の発行する株式の総数は、48,000株とする。	(発行可能株式総数) 第 5 条 当社の発行可能株式総数は、48,000株とする。
< 新 設 >	(株券の発行) 第 6 条 当社は株式にかかる株券を <u>発行する。</u>
(自己株式の取得) 第 6 条 当社は、 <u>商法第211条/3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買い受けることができる。</u>	< 削 除 >
(株式取扱規程) 第 7 条 当社の発行する株券の種類並びに株式の名義書換、 <u>実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱、その他株式及び端株に関する手続き並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。</u>	(株式取扱規程) 第 7 条 当社の株券の種類、株主（ <u>実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。</u> ）の氏名等株主名簿記載事項の変更、その他株式に関する手続き並びに手数料は取締役会の定める株式取扱規程による。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株式及び端株につき名義書換代理人を置く。</u></p> <p><u>名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p><u>当社の株主名簿、端株原簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、端株の買取請求の取扱その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においては、これを取扱わない。</u></p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第 8 条 当社は、<u>株主名簿管理人を置く。</u></p> <p><u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。</u></p> <p><u>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置き、その他の株式等に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせる。</u></p>
<p>(基準日)</p> <p>第 9 条 当社は、<u>毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その決算期に関する定時株主総会において<u>権利を行使すべき株主とみなす。</u></p> <p><u>前項のほか、株主、登録質権者又は端株主として権利を行使すべき者を定めるため必要あるときは、あらかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p>	<p>< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
< 新 設 >	<p>(定時総会の基準日)</p> <p>第 9 条 当社は、毎年 6 月 30 日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
	<p>(招集の時期)</p> <p>第 10 条 当社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要ある場合、随時これを招集する。</p>
< 新 設 >	<p>(招集地)</p> <p>第 11 条 当社の株主総会は、東京都内で開催する。</p>
	<p>(招集者及び議長)</p> <p>第 12 条 < 同 左 ></p>
<p>(招集者及び議長)</p> <p>第 11 条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</p>
<p>(決議の要件)</p> <p>第 12 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもってする。</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第 13 条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>商法第343条の規定による株主総会の特別決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の3分の2以上に当たる多数をもってする。</p>	<p>会社法第309条第2項に定める決議は、当該株主総会で議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上をもって行う。</p>
<p>(議決権の代理行使) 第13条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(参考書類等のインターネット開示) 第15条 当会社は、株主総会参考書類、計算書類及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することにより株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>(議事録) 第14条 株主総会の議事の経過の要領及びその結果は、これを議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名捺印又は電子署名を行う。</p>	<p>< 削 除 ></p>

現 行 定 款	変 更 案
第 4 章 取締役及び取締役会	第 4 章 取締役及び取締役会
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">(取締役会の設置)</p> <p>第16条 当社は、取締役会を置 く。</p>
<p>(員数)</p> <p>第15条 当会社に取締役10名以内を置く。</p>	<p>(員数)</p> <p>第17条 < 同 左 ></p>
<p>(選任)</p> <p>第16条 取締役は株主総会において選任する。 取締役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって</u>する。</p>	<p>(選任)</p> <p>第18条 取締役は株主総会<u>の決議によって</u>選任する。 取締役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって</u>行う。</p>
<p>(任期)</p> <p>第17条 取締役の任期は、<u>就任後2年以内の最終の決算期</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>	<p>(任期)</p> <p>第19条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のもの</u>に関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第18条 <u>取締役の決議により、</u>当会社を代表すべき取締役若干名を定める。 <u>取締役の会議により、</u>取締役会長及び取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>定めること</u>ができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第20条 <u>取締役会は、</u>当会社を代表すべき取締役若干名を<u>選定</u>する。 <u>取締役会は、</u>取締役会長及び取締役社長各1名、専務取締役及び常務取締役各若干名を<u>選定すること</u>ができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役会)</p> <p>第19条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、<u>取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p style="text-align: center;">< 新 設 ></p> <p>— 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。</p>	<p>(取締役会)</p> <p>第21条 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、<u>あらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p><u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異義を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>— < 同 左 ></p>
<p>(報酬)</p> <p>第20条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもってこれを定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第22条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によってこれを定める。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">(取締役の責任免除)</p> <p>第23条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する取締役(取締役であったものを含む。)</u>の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p>
<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p>	<p style="text-align: center;">第 5 章 監査役</p>
<p style="text-align: center;">< 新 設 ></p>	<p style="text-align: center;">(監査役)</p> <p>第24条 当社は監査役を置く。</p>
<p>(員数)</p> <p>第21条 当会社に監査役3名以内を置く。</p>	<p>(員数)</p> <p>第25条 < 同 左 ></p>
<p>(選任)</p> <p>第22条 監査役は株主総会において選任する。 監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p>	<p>(選任)</p> <p>第26条 監査役は株主総会の決議によって選任する。 監査役の選任決議は、<u>議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。</u></p>
<p>(任期)</p> <p>第23条 監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>	<p>(任期)</p> <p>第27条 監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(報酬)</p> <p>第24条 監査役の報酬及び退職慰勞金は、株主總會の決議をもつてこれを定める。</p>	<p>(報酬等)</p> <p>第28条 監査役の報酬等は、株主總會の決議によって定める。</p>
<p>< 新 設 ></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p>第29条 当社は会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項に規定する監査役(監査役であったものを含む。)の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める金額の範囲内とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 6 章 計 算	第 6 章 計 算
(営 業 年 度) 第 25 条 当 会 社 の 営 業 年 度 は、 毎 年 7 月 1 日 から 翌 年 6 月 30 日 まで と し、 毎 営 業 年 度 末 に 決 算 を 行 う。	(事 業 年 度) 第 30 条 当 会 社 の 事 業 年 度 は、 毎 年 7 月 1 日 から 翌 年 6 月 30 日 まで と し、 毎 事 業 年 度 末 に 決 算 を 行 う。
(利 益 配 当) 第 26 条 利 益 配 当 は、 毎 決 算 期 現 在 の 株 主 名 簿 に 記 載 又 は 記 録 さ れ た 株 主 若 し く は 登 録 質 権 者 及 び 同 決 算 期 現 在 の 端 株 原 簿 に 記 載 又 は 記 録 さ れ た 端 株 主 に 対 し こ れ を 行 う。	(剰 余 金 の 配 当) 第 31 条 剰 余 金 の 配 当 は、 毎 事 業 年 度 末 の 株 主 名 簿 に 記 載 又 は 記 録 さ れ た 株 主 又 は 登 録 株 式 質 権 者 に 支 払 う。
(中 間 配 当) 第 27 条 取 締 役 会 の 決 議 に よ り、 毎 年 12 月 31 日 現 在 の 株 主 名 簿 に 記 載 又 は 記 録 さ れ た 株 主 若 し く は 登 録 質 権 者 及 び 同 日 現 在 の 端 株 主 に 対 し、 商 法 第 293 条 ノ 5 の 規 定 に よ る 金 銭 分 配 (以 下、 「 中 間 配 当 」 と い う。) を 行 う こ と が 可 能。	(中 間 配 当) 第 32 条 取 締 役 会 の 決 議 に よ り、 毎 年 12 月 31 日 現 在 の 株 主 名 簿 に 記 載 又 は 記 録 さ れ た 株 主 若 し く は 登 録 株 式 質 権 者 に 対 し、 中 間 配 当 を 行 う こ と が 可 能。
< 新 設 >	(自 己 株 式 の 取 得) 第 33 条 取 締 役 会 の 決 議 に よ り、 市 場 取 引 等 に よ る 自 己 株 式 の 取 得 を 行 う こ と が 可 能。
(配 当 金 等 の 除 斥 期 間) 第 28 条 利 益 配 当 金 及 び 中 間 配 当 金 が 支 払 開 始 の 日 か ら 満 3 年 を 経 過 し て も な お 受 領 さ れ な い と き は、 当 会 社 は そ の 支 払 義 務 を 免 れ る。	(剰 余 金 の 配 当 金 の 除 斥 期 間) 第 34 条 剰 余 金 の 配 当 金 (中 間 配 当 金 を 含 む) が、 支 払 開 始 の 日 か ら 満 3 年 を 経 過 し て も な お 受 領 さ れ な い と き は、 当 会 社 は そ の 支 払 義 務 を 免 れ る。

第4号議案 第16期役員賞与支給の件

当期の業績に対する労に報いるため、経営環境を勘案して当期末における取締役4名に対し総額15,650,000円の役員賞与を支給いたしたいと存じます。なお、各取締役に対する金額は、取締役会の決定によることといたしたいと存じます。

第5号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈の件

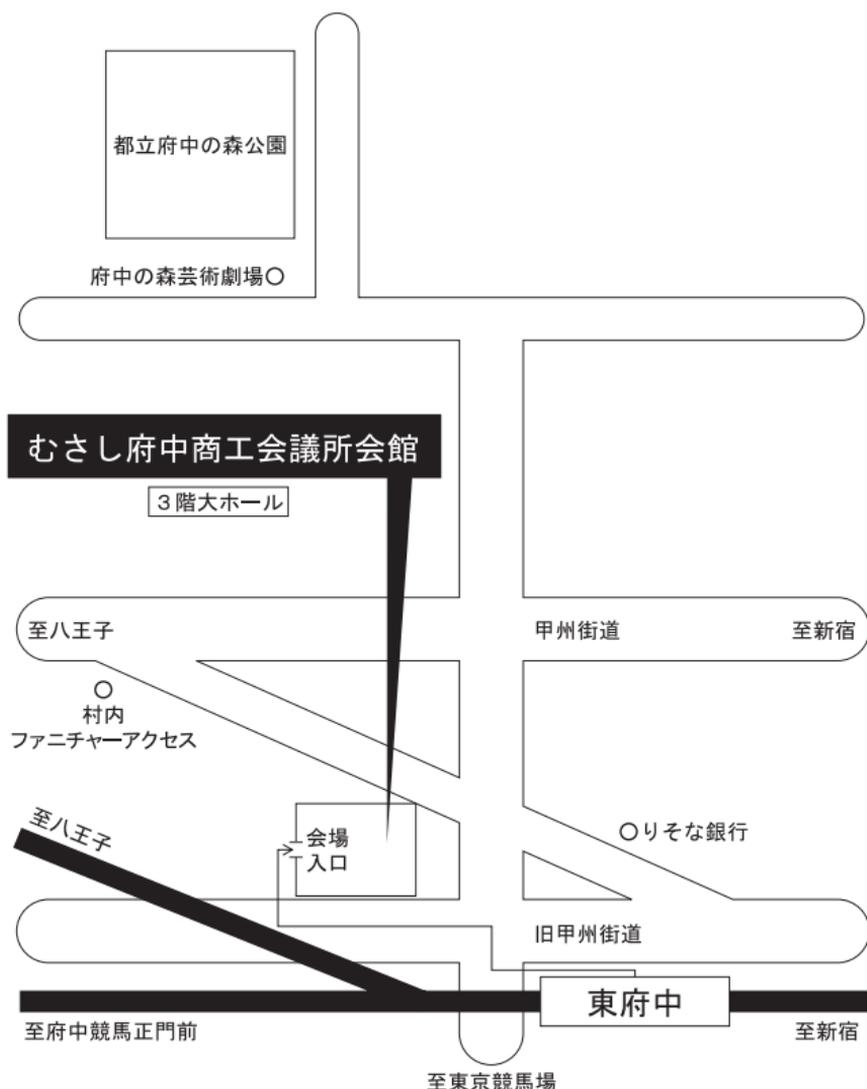
平成18年6月30日をもって取締役を退任いたしました清水哲郎氏に対し、在任中の労に報いるため、当社の内規に従い退職慰労金として金41,140,000円を贈呈いたしたく、また、贈呈の時期は本株主総会終了後といたしたいと存じます。

退任取締役の略歴は次のとおりであります。

氏名	略歴
清水哲郎	平成3年7月 当社常務取締役就任 平成12年6月 製造グループ担当 平成13年9月 当社専務取締役就任 平成18年6月 当社退社

以上

定時株主総会会場ご案内図



むさし府中商工会議所会館 3階大ホール

〒183-0006 東京都府中市緑町三丁目5番地の2
TEL.042-362-6421
FAX.042-369-9889

交通機関のご案内

京王線 東府中駅下車徒歩1分